

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る 都市間連携に関する協定」を県内 13 市に拡大します

～新たに木更津市、流山市、君津市、富津市が加わります～

松戸市では、千葉県内9市と連携し、パートナーシップ宣誓をした方の転出入に伴う手続きの負担軽減を図っています。

このたび、4市（木更津市、流山市、君津市及び富津市）と新たに協定を締結します。13市の人口を合計すると約421万人で、県内人口の67.1%を占めることとなり、連携制度を利用しやすい環境が進みます。

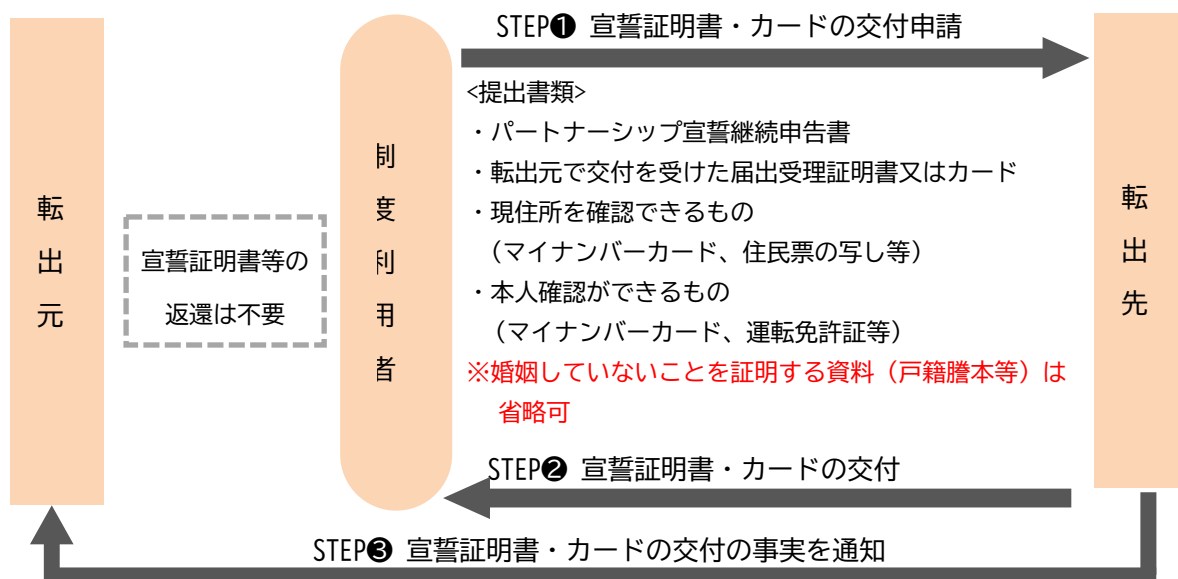
◆協定締結日 令和6年10月1日（火）

※書面による締結でセレモニー、締結式は行いません。

◆協定締結自治体（建制順）

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市

◆連携スキーム



◆パートナーシップ宣誓数 58組116名（9月20日現在）

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部行政経営課 ☎047-366-7311

FAX047-364-6919 ✉ mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp